



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3300 号 2016.10.10 発行

7年余りで通算 3300 号に。記念号はやはりお待ちかねの 3333 号でお届けします。【kobi】

招き猫チョコ買いにおいて 障害者と大学生がタッグ 岐阜新聞 2016年10月09日
商品開発に携わった「茶ねこちょこれーと」をPRする小島綾夏さん
＝岐阜市橋本町、ねこの約束



岐阜市で福祉作業所を運営する社会福祉法人いぶき福祉会は、揖斐郡揖斐川町で栽培した茶を練り込んだ猫型チョコレート「茶ねこちょこれーと」を開発。同市橋本町のアクティヴGにある土産店「ねこの約束」で販売している。

障害者支援事業所いぶき（岐阜市島新町）に通う知的障害者のチームが揖斐川町春日で茶を栽培。茶葉を販売しているが、売り上げを伸ばして工賃アップにつなげようと、同法人で4月から半年間のインターンシップに臨んでいる愛知学院大3年小島綾夏さん（20）の協力で、若者らにアピールできる新商品づくりに取り組んだ。

無農薬栽培の茶葉を粉碎し、ホワイトチョコにブレンドした。背丈約4センチの招き猫型で、濃厚な風味が売りの煎茶味と、香ばしいほうじ茶味の2個入り。贈り物に適した曲げわっぱの箱入りで、税込み650円。

同会で広報を担当してきた小島さんは「障害者が職人のように集中して作業を頑張る姿に心を打たれた。猫ファンや良い物を届けたい方に購入してもらえたら」と話していた。

暗闇体験 見える信頼 対話能力アップ 弱者理解も 東京新聞 2016年10月9日



暗闇に入る前、白杖の使い方の説明を受ける参加者。右端は神野記者＝東京都渋谷区で、松崎浩一撮影

全盲の障害者の立場を疑似体験し、視覚を遮断して行う共同作業を、社員研修に取り入れる企業が増えている。コミュニケーションや信頼関係の大切さを学ぶためだ。「暗闇の中ではみな対等になる」（研修の案内役を務める視覚障害者）。障害の有無に関わらず、人と人が支え合う共生社会へのヒントでもある。（神野光伸）

真っ暗闇の室内を探検するイベント「ダイアログ・イン・ザ・ダーク」（東京都渋谷区）。暗闇での対話の意味で、視覚を遮断された参加者が助け合いながら課題を乗り越える。パズルの組み立て、音の出るボールを転がすキャッチボー

ルなどだ。

法人向けプログラム（有料）は二〇一〇年に始まり、延べ五百社以上が研修に導入。利用件数は一年の五十件から、一五年は百三十三件に増えた。

研修の案内役を視覚障害者が務める。その一人、江場将之さん（31）は「暗闇の中では視覚障害者と健常者が対等になる。すべての人がすべての人を思いやり、困った人に声を掛ける。目が見えると鈍感になる。私たちは『気づき』を与えるきっかけです」。

一三年度から研修に取り入れたのが東急バス（目黒区）。これまでに乗務員の二割超が体験した計算だ。高橋裕文・人事労務課長（53）は「目が見える状態でのコミュニケーションは、言葉足らずや独り善がりになりやすい。弱い立場を経験することで、障害者や高齢のバス利用客に声を掛けやすくなった」と意義を説明する。

障害者スポーツの体験も広がる。日本ブラインドサッカー協会（新宿区）の企業向けプログラム（有料）は、アイマスクを着け、声を頼りにボールを追い掛ける。一三年度に始まり、一五年度の参加企業は三十八件と四倍超に。

不動産販売などを手掛けるアセットリード（同区）の竹本充志（あつし）総務部次長（43）は「信頼関係を築くために相手に何を求め、どう応えるか。それを社員が考えながら行動するようになった」と手応えを語った。

◆記者ルポ 声掛け合う存在ありがたく

ダイアログ・イン・ザ・ダークでの企業研修に記者が同行した。初めて体験する真っ暗闇での約二時間。一歩進むのにもエネルギーがいる。「隣に誰かいませんか」「私の肩に触れてください」。そばにいる人の存在がありがたく、ひたすら声を掛け合った。

光が一切差し込まない部屋に足を踏み入れたとたん、腰が引け、言葉にできない不安に包まれた。方向感覚を失い、渡された白杖（はくじょう）も思うように扱えない。

記者が参加したグループは六人組。「あなたの前にいるのは私ですよ」。声がする方向に手を伸ばす。背中に指が触れると、安心して足を前に出せた。「段差がありますよ」。先を行く人が教えてくれる。

六人が共同でパズルに挑戦した。弧状のパーツが九つ。大きい順に並べると半円形ができるはずだが、自分が持つパーツ以外は触れてはいけないルールだ。他のパーツの大きさが分からなければ、組み立てられない。白杖や手を使って大きさを伝え合おうとするが、完成できなかった。

目が見えない自分の無力さを思い知る。しかし、案内役を務めた全盲の障害者は、視力以外の五感を働かせて落ち着いて行動しているという。健常者が障害者のことを知り、お互いの価値を認め合える社会へ。暗闇体験が、そのきっかけになることを願った。

■利用案内

ダイアログ・イン・ザ・ダークは月曜～金曜夕方は企業向けに開催し、それ以外は一般向け。利用料金は、法人研修（6時間）の場合、1人当たり6万円。一般（90分）は大人5000円など。ブラインドサッカー体験はプログラム内容や参加人数などにより異なるが、1社40万～50万円が多い。会場は、新宿NPO協働推進センター（東京都新宿区）などを利用。

障害者スポーツ応援 県、ボランティア講習開催へ

東京新聞 2016年10月9日 神奈川県

障害者のスポーツ大会やイベントで活動する県民ボランティアを育てようと、県は「障害者スポーツサポーター」の養成講習会を県内五カ所で開く。

県内在住か在勤・在学で十二歳以上の人を対象。二日間の講習で、身体障害や知的障害などについての正確な知識を身に付けるほか、車いす利用者らを手助けする方法を学ぶ。障害者スポーツの体験もする。

修了後は県にボランティア登録し、各種大会での選手の誘導や、啓発イベントでの競技

紹介などを担う。

県スポーツ局の担当者は「二〇二〇年東京五輪・パラリンピックに向け、障害者スポーツへの関心を高めたい」としている。申し込み方法の問い合わせは、平日の午前八時半から午後五時十五分、県身体障害者連合会＝電045（311）8744＝へ。（原昌志）

日程は次の通り。十一月十九、二十六日＝横須賀アリーナ（横須賀市）▽十二月三、四日＝横浜市西スポーツセンター（横浜市西区）▽来年一月二十一、二十九日＝秋葉台文化体育館（藤沢市）▽同二月四、十一日＝綾瀬市民スポーツセンター（綾瀬市）▽同二月十八、十九日＝川崎市高津スポーツセンター（川崎市高津区）

大阪）聴覚障害の女性漫画家 災害時支援のアニメ制作 古庄暢

朝日新聞 2016年10月9日



災害時の障害者支援のマニュアルを漫画やアニメで制作した安藤美紀さん＝大阪市淀川区

災害時に障害がある人をどう支援すればいいのか一

自身も聴覚障害がある女性漫画家が、支援マニュアルをアニメにした。インターネットの動画サイトに公開して半年あまり。アクセスは6万6千件を超えた。熊本地震の被災地でも反響を呼



んでいるという。

アニメの制作者は、NPO法人「MAMIE」（大阪市淀川区）代表の安藤美紀さん（47）。「聴覚障害者の災害時に困ることって？」と題した約10分間のアニメを、3月末に「YouTube」に公開した。

アニメでは、障害者が災害時に直面しやすい危険や苦勞を紹介している。寝室で消防のサイレンを聞いた子どもが、聴覚障害で気づかない母親を起こして避難する場面は、17年前に安藤さん宅の近くで火事が起きた実体験にもとづく。避難所で職員の声が聞き取れずに支援物資を受け取れない場面は、東日本大震災で避難した聴覚障害者の話を参考にした。

「愛は国境を超えて」 「しいのみ」精神、韓国でも顕彰

西日本新聞 2016年10月10日



【釜山・鶴加寿子】韓国・慶尚北道慶山市の大邱大が、日本初の知的障害児通園施設「しいのみ学園」（福岡市南区）を創設した故＝地（しょうち）三郎さんの記念碑をキャンパス内に建てた＝写真。同大は、＝地さんからの寄付金を基に奨学制度を設立、障害児教育を学ぶ学生の支援に役立てている。関係者は「子どものことを思って活動した＝地さんの遺志を、次世代に引き継い

でいきたい」と話している。

＝地さんは、脳性まひの息子や障害のある子どもたちのために同園を設立。福岡教育大

で長年教壇に立ち、退官後の1970年、大邱大（当時は韓国社会事業大）から大学院長兼教授として招かれた。2003年、亡き息子のために蓄えていた信託預金3千万円を「障害児教育に役立ててほしい」と大邱大に寄付。13年11月に107歳で亡くなるまでたびたび韓国を訪れたという。

大邱大は「≡地奨学会」＝朴華文（パク・ファムン）理事長＝を設立し04年から、利子を運用しながら学生1人当たり約10万円を半年ごとに給付してきた。これまでに194人が奨学金を受け学んだ。

記念碑は「日本の子どもだけでなく、韓国の障害児をも愛した≡地さんを後々まで顕彰しよう」と、朴理事長が私費で作った。高さ3メートル、幅3・8メートルの石碑で、9月末に完成。韓国語で「愛は国境を超えて ≡地三郎博士」の文字が刻まれている。

大邱大は、韓国で社会福祉に力を入れている大学の一つ。奨学金を受けた若者の多くは、児童養護施設など障害児教育の第一線で活躍している。

※「≡」は「日」の下に「舛」

産後うつ予防へ健診費助成 厚労省、不調を早めにケア 共同通信 2016年10月9日

出産後の母親が育児への不安や重圧によって精神的に不安定になる「産後うつ」を予防するため、厚生労働省は2017年度から、健診を受ける際の費用を助成する。深刻化すれば虐待や育児放棄につながったり、自殺を招いたりする恐れがあり、不調の兆しを早めに見つけ、行政の相談窓口など適切なケアにつなげるのが狙い。

産後うつは約10人に1人が経験するとされる。費用助成は産後2週間と1カ月の2回、それぞれ5千円が上限で、国と市区町村が半分ずつ負担する。一般的な健診費は約5千円のため、事業を導入する自治体では補助券などによって多くの人が無料で受けられ、出産した医療機関以外での健診も対象となる。厚労省は17年度予算の概算要求に7億円を盛り込んだ。

厚労省研究班が12～14年度に実施した調査では、初産の場合、うつ状態など精神的な不調に陥る人は産後2カ月ごろまでに多く、特に産後2週間の時期に発症のリスクが高かった。1カ月健診は広く行われているが、子供の発育の確認が中心。研究班はより早い段階から、精神的に不安定になりやすい母親へのケアを充実させる必要があると指摘していた。

健診では母親の身体的な回復状況に加え、授乳がうまくできているかなど、子育ての悩みを幅広く聞き、心身の状態を把握する。支援が必要と判断されれば、市区町村による育児相談や指導のほか、宿泊・日帰りによる産後ケア事業の利用などを促す。

救護施設から社会復帰、厳しい現実 高齢化が進み亡くなる人も



福井新聞 2016年10月10日
自室でテレビを見てくつろぐ入所者の男性。「もっと働きたい」と訴える＝福井県大野市の救護施設「大野荘」

日常生活を送るのが困難な障害のある人が生活保護を受けて入所する「救護施設」は、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を守る「最後の砦（とりで）」といわれる。福井県内唯一の救護施設「大野荘」（大野市）では、30～90代の143人（9月1日現在）が自立を模索しながら暮らす。高齢化が進み、人生の大半を施設で過ごしたまま生

涯を閉じる入所者もいる。

■老いに直面

午前11時半すぎ、大野荘の食堂に入所者が次々と集まってくる。がっちりした体格の

中年男性、おしゃべりに興じる白髪の女性、車いすや歩行器を使っている人など年齢も障害の程度もさまざまだ。

入所の問い合わせは県内市町だけでなく、県外からもあり、現在は男性89人、女性54人が2～4人の相部屋で生活している。1960年の開所当初から入所している人もいて、平均年齢は67歳。10年前に比べ約5歳上がった。食事や入浴などの生活介助が必要な人は全体の約3割いる。

家族と分けて、施設の住所で住民票登録する「世帯分離」を行って生活保護を受ける入所者もいる。親が亡くなり、きょうだいやおい、めいが身元保証人の人も目立つ。保証人がおいやめいの世代になると、面会の回数も極端に減る。入所者の葬儀を施設で営む場合が年間3、4件あり、引き取られないまま保管し続けている遺骨もある。

■中間施設

施設では一人一人に個別支援計画をつくり、部品加工や農作業などの作業訓練のほか、系列のグループホームなどでの自活訓練を提供している。自室でテレビを見てくつろいでいた男性（72）は、部品加工の作業を終えたばかり。「やっぱりもっと仕事をしたいよ」と笑う。

施設長の木間幸生さん（66）は「救護施設はあくまで中間施設で、社会復帰や地域生活への移行を目指している。高齢などで寝たきりになれば養護老人ホームなどに移ってもらおうとするが、満室で移れない場合が多い」と説明する。

生活保護法に基づいて設置される救護施設は「最低限度の生活」を提供する場所だ。他の福祉施設に比べて職員の配置基準などは低い。祖父母と同じ世代の入所者と接する若い職員の中には、信頼関係をつくるのに大きな負担を感じるという。

■精神障害6割

近年は精神障害のある人の割合が増える傾向にあり、現在は約6割を占める。精神科病院への長期入院を減らす国の方針が背景にある。木間さんは「退院しても地域の受け皿が十分ではなく、救護施設と病院を行き来する人も少なくない。（障害者の）総合支援法や差別解消法など法整備は進んでも、制度のはざまに置かれる人は必ずいる」と指摘する。

相模原市の知的障害者施設で入所者19人が刺殺され27人が負傷した事件から2カ月余りがたった。県知的障害者福祉協会の会長も務める木間さんは、障害のある人との共生が進まない現状に危機感を募らせる。

「救護施設ができた当時、社会から隔離して収容するという発想があったことは事実。社会も企業も生産性ばかりを追い求め、障害のある人を排除する風潮が今も根強い。（容疑者の）障害を否定するような発言には、それを許していた社会のいろいろな問題が潜んでいる」

【救護施設とは】生活保護法に基づき、1950年に制度化された。現在、全国に180カ所余りあり、約1万7千人が入所している。施設数には地域差があり、福井県のように1カ所だけという県も少なくない。身体、知的、精神の障害の種別に関係なく受け入れるほか、アルコール依存症の患者、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者、自殺企図者、生活困窮者らの一時保護も担う。

接客プロのサービス学ぶ 今市特別支援校が校外学習 日光 下野新聞 2016年10月10日

【日光】県今市特別支援学校は7日、山内のレストラン「明治の館」別館で喫茶サービスの実務を学ぶ校外学習を行い、高等部の生徒12人が接客のプロから手ほどきを受けた。

同レストランの山元実（やまもとみのる）総料理長（68）は全日本司厨士協会県本部の一員として、同校で30年以



上前からコース料理を振る舞う活動を続けている。これをきっかけに5年前から校外学習にも協力している。

生徒たちは、客の来店時から食器を片付けるまでの接客方法やマナーを、山元総料理長や田中英雄（たなかひでお）支配人（38）から指導を受けた。学習の成果は11月26日の学校祭喫茶コーナーで披露される。

この学習の成果が実り、同校は県障害者技能競技大会「とちぎアビリンピック」の喫茶サービス部門で毎年、入賞者を出している。

社説：聴覚障害支援拠点 共生社会構築の一步に 秋田魁新報 2016年10月9日

県は聴覚障害者への情報提供や相談業務などを行う「県聴覚障害者支援センター」を開設した。県社会福祉会館（秋田市旭北栄町）の一部を改装し、事務室や相談室、交流スペースなどを整備。県聴力障害者協会や秋田盲ろう者友の会など県内5団体でつくる組織に運営を委託し、センター長を含め5人の職員が対応に当たる。

センターは聴覚障害者の社会参加を促そうと、1990年に改正された身体障害者福祉法に規定された施設だ。国の運営費助成を受け、大半の県が既に開設しているが、本県は財政難などを理由に設置が遅れた。対応の遅れを取り戻すよう、先行している他県の取り組みも参考にしながら、聴覚障害者をサポートする拠点として機能するよう努めてほしい。

センターの役割の一つは相談業務だ。県聴力障害者協会によると、県内には聴覚障害者が4千人以上いる。相手の声が聞こえにくいことから、職場などで周囲とのコミュニケーションがうまく取れず、対人関係に悩む人は少なくないという。そうした悩みを相談する場ができたことは大きな一歩といえる。

相談を通じ、聴覚障害者が日常生活の中で支障を来していることや、不便を感じていることが浮き彫りになるはずだ。そうした課題を一つ一つ把握しながら、県や市町村は改善を目指すべきだろう。

センターは聴覚障害者向けの事業のほか、障害者同士や障害者と健常者が交流できる行事など、さまざまな情報を提供する。足を運ぶのが難しい人たちのため、ホームページなども充実させる必要がある。また、災害時の情報発信拠点になることも求められる。聴覚障害者の安全、安心につなげられるよう態勢を整備してほしい。

会合や行事などの際、聴覚障害者に手話で内容を伝える手話通訳者を養成することもセンターの重要な役割だ。今年4月時点では県のほか秋田、能代など6市が常勤、非常勤で計15人の手話通訳者を雇用。ほかに25人が県に登録され随時派遣されているが、まだまだ十分ではない。

センターは、手話通訳者の養成講座を来年度にも始める予定だ。手話通訳者のいない市町村をなくし、どこに住んでいても一定のサポートを受けられるように環境整備を進めるべきだ。

手話の普及を図る条例を設ける自治体が全国的に増えているが、県内にはまだない。そんな中、秋田市が年度内の条例制定を目指しているのは心強い。県も条例化に動き出した。条例ができることで手話ができる人が増えるだけでなく、啓発の機運が高まり聴覚障害者に対する理解が深まることが期待される。

求められるのは、障害者と健常者が互いを理解し助け合う共生社会の構築だ。センター開設が一つのきっかけになるよう、障害者向けにも健常者向けにも活発な情報発信を望みたい。

主張：介護の縮小 場当たり改革は通用せぬ 産経新聞 2016年10月10日

安倍晋三政権が介護保険制度の将来像をどう描いているのかが見えてこない。来年の法改正に向けて、厚生労働省が軽度の「要介護1、2」を対象としたサービスの縮小を提案

している。

掃除など生活援助を介護保険から切り離し、車いすのような福祉用具の貸与の自己負担を増やす案が出ている。

厚労省は「施設介護」から「在宅介護」へのシフトも推進していたのに、どういうことか。

安倍政権の介護政策はこれまでもちぐはぐさが目立った。

在宅シフトの一方で首相が号令をかけ、施設整備の拡大を図ることになった経緯があるが、希望者全員分を整えるのは困難だ。施設整備は不十分で、在宅介護を支えるサービスも縮小するというのでは、利用者が不安を抱くのは当然である。

要介護度の低い人の中には、身体的支援をさほど要しない認知症の人も多数含まれる。真にサービスを必要とする人まで利用できなくなるのはおかしい。

在宅サービスのカットが進めば家族の負担が増大することも考えねばならない。「介護離職ゼロ」に逆行しないか。1人暮らしや夫婦とも高齢者の世帯が増える。頼れる家族がいない人もいる。

介護財政の厳しさは増している。制度を維持するには、支払い能力に応じて負担し、優先度の高い人にサービスを重点配分する見直しを重ねていくしかない。

生活援助には「重度化予防につながる」との評価がある一方で、「家政婦代わりに使っている」との批判も根強い。高止まりしている福祉用具のレンタル料の見直しも含め、無駄を徹底的に排除することも言うまでもない。

問題なのは、場当たりの手直しの繰り返しによって、重度者、軽度者とも十分なサービスが受けられない状況に陥ることだ。

高齢化はこれから本番を迎える。今の調子でいくと、サービス範囲をどこまで縮小しなければならないのか。それに伴って、国民にどれだけの追加負担を求めようとするのか。明確な判断材料と選択肢を示さなければ、国民はいつまでも納得できない。

安倍首相が力を入れる「1億総活躍」との整合性も問われよう。他制度との関わりも含め、介護保険のあり方を総合的に考えなければならない。

社説：引きこもり対策 長期化に応じた支援が必要だ 読売新聞 2016年10月10日

仕事や学校に行かず、家族以外との交流もなく孤立している。「引きこもり」は本人や家族が苦しいだけでなく、社会的にも大きな損失だ。対策を充実させたい。

内閣府の推計によると、引きこもりに該当する若者は全国で54万人に上る。人数自体は、2010年の前回調査より15万人減っている。雇用情勢の改善などが影響したとみられる。

だが、引きこもりの長期化と高年齢化の傾向が顕著になっていることは気がかりだ。

引きこもりの期間は「7年以上」が35%で最も多く、3年以上が全体の75%を占める。「1～3年」が最多だった前回と比べ、長期にわたるケースが大幅に増えた。30歳代後半で引きこもり状態になった人も、10%と倍増している。

長期化するほど、解決が困難になるとされる。できるだけ早期に支援の手を差し伸べることが重要だ。不登校がきっかけとなるケースも多い。学校教育の段階からの切れ目ない支援が求められる。

調査結果が、実態を反映していないとの指摘もある。

調査は15～39歳の若年層が対象だ。前回調査で引きこもりの4分の1を占めた35～39歳の方は、今回の対象から外れている。長期化の傾向を考えれば、今も社会復帰できずにいる可能性は高い。

実際、島根県や山形県などの調査では、40歳以上がほぼ半数に上る。引きこもり期間が10年以上に及ぶケースも少なくない。

バブル崩壊後の就職氷河期に社会に出たものの、安定した仕事に就けずに引きこもり、

その状態が続いているのではないか。

本人の生活を支える親も高齢化している。親が死亡した後、一気に生活が困窮しかねない。長期化・高齢化に対応した支援の強化が必要だ。中高年層を含めた実態把握を急ぎたい。

都道府県は、政府の補助により「ひきこもり地域支援センター」を設置し、相談・支援にあたっている。医療機関やハローワーク、家族会などと連携し、必要に応じて家庭訪問も行う。

ボランティア活動や就労体験などで社会と関わることは、立ち直りの有効なきっかけになる。

自治会イベントの運営補助や観光地での特産品販売といった活動への参加を促し、地域活性化と両立させている自治体もある。こうした受け皿を広げていきたい。

引きこもりを隠そうとして、SOSを発しない家族も多い。地域住民の理解と目配りが大切だ。

社説：信頼される消費者救済制度に

日本経済新聞 2016年10月10日

悪質商法などの被害を、まとめて救済しやすくする新しい制度が始まった。首相が認定する消費者団体が、消費者にかわって事業者を相手取って損害賠償などの訴訟を起こせるようになる。

裁判で事業者の責任が認められれば、その段階で団体が広く消費者に参加を呼びかけ、一人ひとりの被害を取り戻す手続きに入る。詐欺的な悪質商法や不当な契約条項などで、多数の被害が出ているケースが対象となる。

消費者が自分でゼロから裁判を起こすのは、ハードルが高かった。泣き寝入りをしていた人にとっては、朗報だろう。

消費者団体が消費者に代わって訴訟を起こせる制度は、2007年に始まった。ただこれまでは、不当な勧誘などを差し止めることしかできなかった。

被害回復の制度が実現するまでに時間がかかったのは、訴訟が乱発され、健全な企業活動にもダメージが及ぶのではとの懸念があったためだ。巨額の懲罰的賠償で知られる米国のクラスアクションなどへの警戒があった。だが米国の制度とは仕組みが異なる。

日本では、請求できる金額は製品やサービスの代金として支払った金額の範囲に限られる。例えば不良品で火事が起きた場合の損害や、慰謝料などは対象外だ。

消費者団体にも枠をはめた。差し止め訴訟を起こせる団体は現在全国に14ある。そのなかから活動実績などより厳格な要件を満たした団体を認定する。乱訴の防止規定も盛り込まれた。

消費者団体が担う役割は大きい。自らを一層、律するとともに、真に消費者の救済につながる案件を冷静に見定めてほしい。消費者からの信頼が深まれば、被害の情報も集まりやすくなるだろう。消費者庁が適切に指導、監督することも大切だ。

制度が有効に機能すれば、不適切な事業者が責任を問われ、市場の健全化につながる。企業も製品やサービスなどに問題はないか、不断の点検をしていきたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も

